

令和2年11月吉日

お 客 さ ま 各 位



キャッシュカードのお引出し限度額の一部引下げについて

いつも西尾信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

最近、警察官や金融機関職員を装った者が、口座番号や暗証番号を電話で聞きだした後お宅に訪問し、キャッシュカードを受け取りすぐにATMから現金を引出す「カード詐欺被害」が急増しています。

当金庫では、このような被害を最小限にとどめるための緊急対応として、下記対象のお客さまのキャッシュカードによる1日あたりのお引出し限度額の引下げを実施させていただいておりますが、令和3年1月12日（火）より、下記のとおり条件を変更して実施させていただきます。

大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒、ご理解のほどよろしく願いいたします。

記

1. 対象となるお客さま

(1) ATMでの1日のお引出しが10万円となるお客さま

当金庫所定の基準日現在、年齢70歳以上で次に該当する口座のお客さま

①現行

過去2年間キャッシュカードによるお引出しがない

②令和3年1月12日（火）以降

過去2年間キャッシュカードによるお引出しが1日あたり10万円以下

（お引出しがない場合を含みます。）

(2) ATMでの1日のお引出しが20万円となるお客さま

当金庫所定の基準日現在、年齢70歳以上で次に該当する口座のお客さま

①現行

過去2年間キャッシュカードによるお引出しが1日あたり20万円未満

②令和3年1月12日（火）以降

過去2年間キャッシュカードによるお引出しが1日あたり10万円超20万円未満

2. 上記のお客さまがキャッシュカードによるお引出し金額の引上げをご希望される場合

平日の営業時間内（午前9時から午後3時）に当金庫窓口へお申し出ください。なお、平日の午後3時以降や休日（土曜日）に手続きをご希望される方は「本店営業部相談プラザ出張所」をご利用ください。

《本店営業部相談プラザ出張所の営業時間》

- 平日…午前11時～午後7時（水曜日休み）
- 土曜日…午前10時～午後4時

※通帳またはキャッシュカード、本人確認書類をご持参願います。